

# 見守り相談員定例会研修会

## 成年後見制度について

平成 21 年 9 月 8 日実施

司法書士 岡田 雅孝

### ①成年後見制度創設の背景

日本→高齢化→世界一速く進んでいる

平成 8 年 65 歳以上→1840 万人（全体の 14.8%）

平成 9 年 65 歳以上→1993 万人（全体の 15.6%）

平成 18 年 65 歳以上→2660 万人（全体の 20.8%）

2020 年痴呆性高齢者の数→300 万人に迫る（厚生労働省試算）

高齢化の促進要因→・長寿命化                      ・少子出産傾向

#### 【高齢化社会が抱える問題】

※大家族中心社会から核家族社会へ→高齢者の一人暮らしの増加

※身の回りの世話や自分の財産の管理などすべてを自分で処理→新たな問題の発生

※判断能力の衰え→高齢者をねらった悪徳商法や詐欺的取引などに対する被害

※自分の財産管理の必要性

## ②成年後見制度の内容

### 【制度導入の前提条件とポイント】

- ※ ノーマライゼーションの確立→障害者だ高齢者だということで特別視することなく、みんな我々の仲間として一緒に共生し、できるだけ社会的な行事にも参加させて、普通の人と同じノーマルな生活を送ろうということ。（これは、北欧で60年代に主張され、欧米では定着している考え方です。）
- ※ 自己決定権の尊重です。自己決定権の尊重（残存能力の活用ともいいます。）→たとえ痴呆の進んだ人であっても人格はあるわけですから、少しでも能力がある限りその人格の発する自己決定を可能な限り尊重していくということ。
- ※ このような新しい理念と従来からの本人の保護の理念とを調和させるべく設けられたのが平成11年の民法の改正（平成12年4月1日施行）であり、新法の制定（・任意後見契約に関する法律・後見登記等に関する法律）でもあるのです。
- ※ 平成12年4月1日から施行された民法改正では、従来の禁治産、準禁治産の用語を廃止して後見、保佐とし、さらに新たに補助という類型を設けて、今までの準禁治産者よりも軽度の痴呆や知的障害にも対応できるようにしています。
- ※ 後見人らには本人の身上に配慮する義務（民法858条）

### 【参考】（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

- ※ 戸籍への記載の廃止 →後見登記制度の創設（後見登記等に関する法律）
- ※ 配偶者後見人制度の廃止
- ※ 後見人→個人だけでなく法人でもなることができる
- ※ 本人一人に対し複数人の後見人を選任することもできる
- ※ 後見監督人制度も実効性のあるものとするよう整備された。

#### (1) 法定後見の種類

〈補助・保佐・後見の三類型の概要〉

		補助開始の審判	保佐開始の審判	後見開始の審判
要件	〈対象者〉 (判断能力)	精神上の障害（痴呆・知的障害・精神障害等）により <u>事理を弁識する能力が不十分な者</u>	精神上の障害により <u>事理を弁識する能力が著しく不十分な者</u>	精神上の障害により <u>事理を弁識する能力を欠く常況に在る者</u>
開始の手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長、		
	本人の同意	必要	不要	不要
機関の名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意 権取 消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	民法12条1項各号所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手続	補助開始の審判 +同意権付与の審判 +本人の同意	保佐開始の審判	後見開始の審判
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	同 左	財産に関するすべての法律行為
	付与の手続	補助開始の審判 +代理権付与の審判 +本人の同意	保佐開始の審判 +代理権付与の審判 + <u>本人の同意</u>	後見開始の審判
	本人の同意	必要	<u>必要</u>	不要
責務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務	同 左	同 左

以上が、法定後見制度に関する内容ですが、平成11年に、本人の自己決定をより尊重する制度として、任意後見制度についても新法が創設されました。(平成12年4月1日施行)

(尚、配布パンフレットのP5～6参照してください)

## (2) 任意後見制度について

任意後見制度→正式には公的機関の監督を伴う任意代理制度のこと  
具体的には、

- ※ あらかじめ自分の意思で任意後見人となる代理人を選任
- ※ 内容は公正証書にして委任契約を結んでおく
- ※ 将来自分の判断能力が低下してきたときに先に結んであった委任契約の内容に基づいて自己の財産の管理や介護、医療に関する手続きを行ってもらう
- ※ 任意後見人は、後見人の職務を監督する後見監督人を家庭裁判所が選任してから代理人としての職務が行える
- ※ 任意後見契約の内容は、自動的に登記もされることになっています。  
この制度の主な特徴をまとめてみますと、つぎのようになります。
- ※ 判断能力が減退する前に、将来サポートしてくれる人を選んでおけるようになること。
- ※ 判断能力が少し減退した状態からでも、法的なサポートが受けられるようになること。
- ※ 財産管理的側面だけでなく、心身の状況・生活の状況に配慮したサポートが受けられるようになること。
- ※ 法定後見と任意後見の関係

自己決定を尊重するという考え方から、本人が自分の受ける保護のあり方を契約で定めた任意後見契約による保護を優先します。

ただし本人の意思を尊重するといっても、任意後見契約で定めてある代理権の範囲が狭かったり、本人について、同意権、取消権による保護が必要になったりした場合は、一定の人の申立てにより、家庭裁判所が本人のために特に必要であると認めた時に限り、法定後見を開始します。

(尚、配布パンフレットのP5～6参照してください)

## ③ 介護保険制度と成年後見制度について

- ※ 新しい成年後見制度→本人の「保護」優先から「自立」優先へと大きく転換
- ※ 介護保険制度→50年近く続いた「措置」としての介護から、消費者が自ら選び「契約」に基づいてサービスを受ける「権利」としての介護へと大きな転換
- ※ 介護保険も契約を前提→民法のルールに従うこととなります。
- ※ 民法のルールでは、契約を結ぶためには、その大前提として、契約を結ぶことができる能力（これを意思能力あるいは判断能力といいます。）が備わっていることが必要となります。
- ※ 介護保険制度による介護サービスも、それが本人と事業者との「契約」に基づくものである→（その契約が契約としての効力を持つためには、）その契約が本人の「意思」に基づいたものでなければならない
- ※ 介護サービス契約であれ、施設への入所契約であれ、とにかく契約を締結するのは、（家族でも親でも子でもなく、）あくまでも本人自身だからです。
- ※ 本人自身が契約の当事者は自分であることの認識を持つことが大切である→その前提として、本人が「契約内容を十分に理解し、自分自身で判断できる能力」を有していることが必要

#### ④対象者（どんな人が利用するのか）

#### ⑤申し立てについて

##### (1) 法定後見類型の申立権者について

- ・ 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等（民法7条）
- ・ 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、（任意後見法10条）
- ・ 市町村長（精神保健及び精神障害者福祉法51条の11の2・知的障害者福祉法28条・老人福祉法32条）

##### (2) 申立手続きの流れと費用

		必要書類・ 手続き	窓口等	後見	保佐	補助
初期相談 ↓	申立をするかどうか、 誰が申立人になるか、 などを相談します。	相談料	各種相談機 関	¥0～ ¥5,250	¥0～ ¥5,250	¥0～ ¥5,250

申立書式受領 ↓	家庭裁判所の受付に行けば申立書をもらえて、申立の説明を受けられます。	申立書	家庭裁判所 受付・ 最高裁判所等	¥0	¥0	¥0
	専用の書式があります。	診断書	かかりつけ 医	¥5,250 ～31500 (目安)	¥5,250 ～31500 (目安)	¥5,250 ～31500 (目安)
必要書類を 入手 ↓	身上関係の添付書類を入手しましょう。本人申立の場合は重ねて提出する必要はありません。	申立人の 戸籍謄本	本籍地の市 役所	¥450	¥450	¥450
		本人の 戸籍謄本	本籍地の市 役所	¥450	¥450	¥450
		本人の住民票の写 し	住所所在地 の市役所	¥200～	¥200～	¥200～
	「登記されていないことの証明書」を入手しましょう。	本人の後見登記事 項証明書	地方法務局	¥500	¥500	¥500
		候補者の 戸籍謄本	本籍地の市 役所	¥450	¥450	¥450
		候補者の 住民票写し	住所地の市 役所	¥300	¥300	¥300

申立書作成 ↓	申立人本人が作成すれば費用はかからない。書類作成や代理を専門家に依頼した場合、別途費用がかかります。所得が低い場合は、法律扶助（※）の利用が可能です。	書類作成援助又は代理援助	弁護士・司法書士等	¥180,000	¥180,000	¥180,000
	～ (目安)			～ (目安)	～ (目安)	
申立 ↓	後見等開始申立の手数料が必要です。	開始申立印紙	家庭裁判所	¥800	¥800	¥800
	裁判所が、成年後見登記を行うために必要となる費用です。	登記印紙	家庭裁判所	¥4,000	¥4,000	¥4,000
	裁判所が使う郵便切手です。裁判所により若干の差があります。	予納郵券(切手)	家庭裁判所	¥4,780	¥4,780	¥4,780
精神鑑定費用の 納	精神鑑定は精神科か内科の医師に依頼されます。診断書を作成してくれたかかりつけ医師にお願いできれば手続きがスムーズに進行します。	鑑定費用	家庭裁判所	¥50,000 ～ ¥100,000	¥50,000 ～ ¥100,000	¥0

※家庭裁判所への提出書類については各家庭裁判所によって違う場合がありますので事前に確認が必要です。(上記必要書類は一部に過ぎません。)

※法的扶助 : 申し込みをすれば、一定以下の収入の方について、代理報酬・書類作成報酬・鑑定料などを立替払いしてくれます。

(法テラスの法律扶助

例1 (司法書士の書類作成援助額・上限 78,000 円) 例2 (弁護士の代理援助額・上限 125,000 円)

※ 成年後見人等の報酬

報酬付与の申立があった場合、裁判所が活動内容、本人の資産、収入、支出等を考えて決定します。

報酬付与の申立を行わなかったら、報酬は発生しません。

報酬決定には、本人の資産、収入、支出が考慮されます(残金が少ない場合、通常、報酬は低くなります)。

⑥後見人について

(1)後見人の仕事の内容(後見人の職務)

(i) 財産管理に関する法律行為

【;例】

- ①預貯金の管理
- ②不動産の売買契約の締結
- ③賃貸借契約の締結
- ④遺産分割
- ⑤その他

(ii) 身上監護業務としての法律行為

- ① 病院等の受診、医療・入退院等に関する契約、費用支払い
- ② 本人の住居の確保に関する契約、費用払い
- ③ 福祉施設等の入退所・通所に関する契約、費用支払い
- ④ 公租公課・公共料金等に関連して必要な手続き、契約、費用払い
- ⑤ 社会保障給付(諸手当・年金・生活保護等)に関連して必要な申請、手続き
- ⑥ 保健・福祉・介護サービスに関連して必要な申請、契約、費用支払い
- ⑦ 教育・リハビリテーション・就労・余暇活動・文化的活動等の社会参加に関する契約、費用の支払い
- ⑧ ①～⑦に関連する手続き上の異議申立、訴訟行為

(iii) 身上監護業務としての法律行為に付随する必要な事実行為

- ① 本人の状況に応じた定期的訪問による本人の心身状態、生活状況、社会参加に対する希望の把握ならびに意思確認
- ② 本人の住居の確保のための情報収集ならびに本人の意思確認



- ③ 福祉施設等を決定するための情報収集ならびに本人の意思確認
- ④ 保健・福祉・介護サービス内容に対する監視・監督行為
- ⑤ その他契約の履行に関する監視・追跡調査
- ⑥ 本人をとりまく支援関係者との状況確認・連絡・調整

(2) 後見人はどんな人がなれるのか

特に制限はない

制度創設後数年は、親族後見人が 9 割を超えていたが徐々に第三者後見人が増加し現在では、親族が後見人が 8 割を切っている。

(3) 第三者後見人について

弁護士会・司法書士会(社団法人成年後見センター・リーガルサポート)・社会福祉士会が組織的に対応している→家庭裁判所に名簿の提出等を行っている。

※ 第三者後見人が選ばれる事例

- ① 推定相続人間ですでに争いが顕在化している場合
- ② 親族が本人を虐待(経済的虐待含む)している場合
- ③ 親族の中で候補者がいない場合

⑦ 成年後見制度の実務上の問題点

【日本成年後見法学会の提言】

- (1) 申立費用の原則本人負担とすべき
- (2) 新書の送達、開封の権限の立法化
- (3) 成年後見制度利用下における銀行取引の改善
- (4) 成年後見人の医療同意権→一定範囲同意権(通常の医療行為)とそれを超える医療行為の場合第三者機関の審議にゆだねる。→法整備化を提言
- (5) 成年被後見人死亡後の成年後見人の権限(死後の事務の問題)を法整備化する事
- (6) 成年被後見人につき選挙権制限の廃止(提言)

事例①

A (配偶者を 10 年前に亡くした後、一人暮らし資産なし)  
→認知症発症後自宅で脳梗塞で倒れる

- ※ 子供 1 人
- ※ 年金月 18 万円
- ※ アパート家賃収入月 28 万円
- ※ 自宅マンション有り

※ 兄B→その子CとD

※ 妹G→その子H

事例②

A（独身、長年一人暮らし）

→アルツハイマー型認知症

※ 親族との付き合いがほとんどない。

※ 自宅あり

※ 年金月 18 万円

※ 徐々に認知症の症状が進む

【成年後見制度を利用するかどうかの目安】

① 通帳と印鑑の管理ができているか

② 郵送物の管理ができるか

③ 健康保険証や介護保険証の管理ができているか

④ 会話中の時系列がおかしいときが多くなるときがある。

※ 長谷川式簡易痴呆症スケール【参考】

以 上